

総務委員会資料

1 令和4年第2回定例会提出予定議案の説明

(5) 議案第3号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（経済労働局に関する部分分）

資料1 川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

資料2 新旧対照表

令和4年2月10日

経 済 労 働 局

川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

1 改正理由

民間活用（川崎版PPP）推進方針（令和2年3月策定）に基づき、民間活用事業に応募する民間事業者の提案の審査や事業化後の評価を実施するにあたり、公正性、透明性、客観性の確保の観点から、学識経験者の意見を踏まえて手続きを進める必要があり、民間事業者の選定等に関して調査審議を行う民間活用事業者選定評価委員会を設置するため。

なお、指定管理者選定評価委員会については、民間活用事業者選定評価委員会の設置に伴い整理統合することとし、廃止する。

2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市経済労働局民間活用事業者選定評価委員会
- (2) 所 掌 事 務 経済労働局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。
- (3) 組 織 学識経験者10人以内の委員で構成
- (4) 委員の任期 2年

3 廃止する附属機関

川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会

4 施行期日

令和4年4月1日から

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号 別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号 別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
略					略				
川崎市保育 所等整備事 業者選定委 員会	保育所を設置し、又は小規模保育事業を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。	5人 以内	学識経験者	2年	川崎市保育 所等整備事 業者選定委 員会	保育所を設置し、又は小規模保育事業を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。	5人 以内	学識経験者	2年
川崎市経済 労働局民間 活用事業者 選定評価委 員会	経済労働局が所管する <u>事務</u> における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市経済 労働局指定 管理者選定 評価委員会	経済労働局が所管する <u>公の施設</u> における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
川崎市産業 振興協議会	産業の振興に関する総合的な施策の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	20人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の 役職員	2年	川崎市産業 振興協議会	産業の振興に関する総合的な施策の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	20人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 関係団体 の役職員	2年
略					略				